



第4章

取り組むために重要なこと

各地域の状況に応じて「農福連携モデル」(p30~43)を活用すると良いでしょう。さまざまなモデルがありますので、まずは取り組みやすいモデルから行い、それぞれの地域で適宜拡充・発展させていきましょう。

支援対象者を送り出すために

就労準備支援事業者・認定就労訓練事業者に支援対象者を受け入れてもらう際には、本人の希望を確認した上で、まずは自立相談支援機関の担当者から支援対象者に関する特性などについて情報提供を受けることが重要となります。事前に特性に応じた①コミュニケーション(接し方、作業等の伝え方)の方法、②作業の内容や方法、③受け入れや作業の進め方などについて検討することが大切です。例えば、作業指示の明確化(文書、図、写真の活用)や作業を細かく切り出し、できることからステップアップしていけるようにします。

就労準備支援事業・認定就労訓練事業の実施にあたって

就労準備支援事業

就労準備支援事業の実施にあたっては、就労準備支援事業を委託している場合、既に障害者の農福連携に取り組んでいる事業者には生活困窮者へ対象を広げてもらう、農福連携の実績がない事業者には新しく農的活動に取り組んでもらうようにしていくことが必要となります。

自治体が直営で実施する場合、農業者や既に農福連携に取り組んでいる福祉サービス事業所等の協力を得て行うことを検討してみましょう。農地での実施ができ、かつ農業資材確保や農業指導ができる、既に農的活動やゆるやか農業を実施している団体等との連携・委託などにより取り組むこととなります。

特に、就労体験として、農業者に支援対象者を受け入れてもらうためには、生活困窮者に対する理解を得られるようにしていく、必要に応じて関係機関が協力できることを認識してもらうことが重要です。

認定就労訓練事業

就労訓練の実施にあたっては、協力事業者を掘り起こすことが重要です。特に農家や農業法人の認定を増やし、支援対象者を受け入れてもらえるようにする必要があります。認定取得後は、自立相談支援機関の担当者に対する農業分野の認定就労訓練事業について十分な周知が必要となります。積極的に自立相談支援機関の担当者に支援対象者へ紹介してもらえるようにすることが重要です。

第5章

FAQ（よくあるご質問）

Q&A

Q2

支援対象者を農業活動へ送り出すにあたってどのような点に注意したら良いか。

A 支援対象者一人ひとりの特性を理解することが大切となります。その上でどのようなコミュニケーション方法が望ましいのか、協力事業者等と連絡をとりながら体験・訓練ができるようにすると良いでしょう。また作業についてもその特性を理解し、わかりやすく伝える工夫、自己肯定感を高められるような作業の切り出しなどをしてもらえると良いでしょう。

Q1

自立相談支援機関は主にどのような役割を果たすのか。

A 支援対象者が農業活動に参加できるように、自治体等の関係機関とも連携を図りつつ農業者との調整を行います。実際に参加した支援対象者が無理なく安全に、かつやる気を持って取り組んでいるかなど伴走型支援も大切になります。

必要に応じて、支援対象者が参加しやすくするために、農業者に対して、支援対象者の特性等に合わせて作業の切り出しなどの助言を行うと良いでしょう。

Q3

農福連携において自治体は主にどのような役割を果たすのでしょうか。

A 自治体は自立相談支援機関の担当者や農業者へ農福連携について周知を図るために研修会等を開催すること、取組み全体のマネジメントなどが考えられます。また、生活困窮者を受け入れてもらうため、生活困窮者に関する理解を促し、農業者に認定就労訓練事業者となることを検討してもらうための説明を行うことも重要な役割です。

Q4

管内では支援対象者が少ないため、就労訓練や農福連携に参加する方が少ない。

A 近隣の自治体や自立相談支援機関との連携を図ります。また生活保護受給者やひきこもりサポートセンター、障害福祉などの担当部署との連携も図ります。

Q5

認定就労訓練事業者が少ない、見つからない。

A 既に農福連携に取り組んでいる福祉サービス事業者や農業関係者、各都道府県の農福連携担当部署に相談しましょう。

Q6

支援対象者への農業活動に関する周知が十分ではない。

A 自立相談支援機関や自治体担当者が、就労体験先の一つとして、農業活動について支援対象者に紹介します。

Q7

他業種より農業を選ぶインセンティブが十分ではない。

A 自立相談支援機関や自治体担当者が農業に取り組むことによる心身へのメリットなどをPRします。体験プログラムを作成し参加してもらいやすくしましょう。



農福連携モデル

モデル	モデル実施者	形態	実施方法
地域連携モデル	(一社) こうち絆ファーム	通所 宿泊	行政・福祉・司法・医療等の機関および農業者を含む民間事業者らが協議会等の組織を形成し、さまざまなチャンネルからつながる生活困窮者の情報を共有、連携して農業を通じた自立支援を行います。
福祉主導 (農業分野等) モデル	(株) ゼネラルパートナーズ (就労継続支援A型事業所「アスタネ」)	通所	自治体・若者サポステ等の支援機関から自立相談支援機関を通して紹介を受け、障害者福祉サービス利用者とともに農業分野（菌床シイタケの生産・パッキング）での勤務を通じた自立支援を行います。
福祉主導 (林業分野等) モデル	(株) ネ (就労継続支援B型事業所「ホトラ舎」)	通所	自治体・若者サポステ等の支援機関から自立相談支援機関を通して紹介を受け、障害者福祉サービスの利用者とともに林業分野（原木シイタケや薪の生産、植林活動等）での活動を通じた自立支援を行います。
労働者協同組合 主導モデル	(特非) ワーカーズコープ	通所 宿泊	全国各地に所在する労働者協同組合として運営されている事業所において、自立相談支援機関を通じて農業・林業・水産業での就労準備支援・就労訓練を実施します。
労働力支援モデル	(社福) グリーンコープ (株) 菜果野アグリ、他	通勤	JAと協定を結んで農業者らから農作業を請け負っている菜果野アグリ(就労訓練事業者)に、グリーンコープ(自立相談支援機関)を通じて生活困窮者を働き手としてつなぎ、菜果野アグリのリダー人材による指揮のもと、農業での就労体験を行います。
広域モデル	(特非) 北陸青少年自立援助センター (特非) 教育研究所	合宿	合宿施設においてひきこもりの若者や非行少年等を受け入れている支援施設において、全国の自立相談支援機関からの紹介を経て、体験1週間＋入寮3カ月のプログラムで自立支援を行います。

「生活困窮者自立支援制度における農業分野等との連携強化モデル事業」では、次の6モデルを試行しました。
 これらの他に、就労準備支援事業を直営する自治体に取り組む「自治体主導モデル」、農業法人等において取り組む「農業主導モデル」等も想定できます。

特徴	効果
<p>ナスの生産にはある程度の体力や技術、他のメンバーとのコミュニケーションが必要ですが、苦手な方には袋詰め作業があります。不動産業者との連携により、通所の難しい支援対象者のために住宅確保を行うなど家計・生活面も含めて切れ目ない多角的な支援が望めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神・身体・生活・就労リズムの改善 ● 集中力や作業の正確さの向上 ● 自己有用感や勤労意欲の向上 ● 独立農家を志す方も <p style="text-align: right;">等</p>
<p>作業工程の切り出しにより単純作業化し、勤務経験の少ない方でも作業しやすく、成果の見えやすい仕事をつくりだすなど、勤労意欲を高める工夫をさまざまに凝らしています。またA型事業所として他の利用者と同様に最低賃金以上の報酬と一部通勤費を支給しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活・就労リズムの改善 ● 勤労意欲の向上 ● 人間関係の拡大 ● パート勤務へのステップアップ <p style="text-align: right;">等</p>
<p>林業分野を取り入れることで、力自慢の方、特殊な車両や機器を扱える方、大工仕事が得意な方など、体力や技能を有する方にも活躍の機会を提供できます。またその他の方にも収穫や加工、パッキングなどの役割があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活・就労リズムの改善 ● 考え、工夫する力の向上 ● 人間関係・社会参加の度合いの向上 ● 一般就労へのステップアップ <p style="text-align: right;">等</p>
<p>地域によって取組み内容は異なりますが、社会的な居場所としても農林水産業に取り組んでいます。また、当事者がある程度貯蓄できたら、出資することで組合員となり、労働者兼運営者として関与を続けることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神・身体の改善 ● 就労リズムと勤労意欲の向上 ● コミュニケーション力の向上 ● 農林水産業への関心の向上 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>日雇い・現金日払い・送迎付きのシステムとしており、当面の生活資金が必要な方に適しています。また、農作業が合わないと感じれば継続する必要はありません。JA全農が労働力支援事業のエリア展開を図っていますので、将来的に全国各地で利用できる可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集中力や作業の正確さの向上 ● 社会参加・勤労意欲の向上 ● 自己有用感の向上 ● 農業への関心の向上 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>合宿型のため、地域・管内に受入先が見つからない場合でも利用が可能です。また生活面も含めた改善が可能です。合宿を通じて社会で勤務できる状況が整えば、提携する店舗・宿泊施設等でのアルバイト勤務に進むこともできます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活・就労リズムの改善 ● コミュニケーション力の向上 ● 人間関係の拡大 ● 社会参加・勤労意欲の向上 <p style="text-align: right;">等</p>



農業の用語

【農地】

耕作の目的に供される土地を指します。耕作とは、土地に労働および資本を投じ、いわゆる肥培管理(耕うん、施肥、播種、除草など)を行い、作物を栽培することです。農地は食料供給のための限られた資源であり、かつ農山村地域における貴重な資源です。そこで、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資するために、農地法において農地に関する利用や規制等について定めています。

【農業委員会】

農地等の利用の最適化を図り、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、遊休農地の調査・指導等、農地に関する事務(必須事務)を執行する行政委員会です。また任意事務として法人化その他農業経営の合理化、農業一般に関する調査及び情報の提供を行います。原則として市町村に1つ設置されています。農業委員会の許可を受けないで行われた農地売買・貸借契約は無効となりますのでトラブル回避のためにも必ず農業委員会を通すようにしましょう。

【農業所有適格法人】

法人が農地を所有(購入)するためには農地法に定められた一定の要件を満たす必要があります。その要件を満たした法人を農地所有適格法人と呼びます。

【JA(農業協同組合)】

全国各地のJA(Japan Agricultural Cooperatives)では、肥料や農薬等の資材を共同で購入、及び農畜産物を共同で販売する経済事業、生命・建物・自動車等の保障に関する共済事業、貯金、貸出などを行う信用事業等、農業と地域住民の生活に関わる事業を行っています。また、事業別に連合会が組織されており、そのうちJA全農(全国農業協同組合連合会)では全国及び都道府県域で上述の経済事業を担っています。

【農業資材】

種苗、肥料・農薬、土壌改良剤、機械工具、農具・農業機械、選別機器、包装梱包、保管保冷库、測定機などの農業生産に必要な資材全般を指します。

【パートナー企業と連携した農作業請負】

JA全農が主導する、農作業の人手確保を目的とする労働力支援です。各地域の実情に応じ、人手確保の取組みを検討・実施しています。JAグループが農業者から農作業委託の要望を整理し、農作業を請け負うパートナー企業に繋ぎ、パートナー企業では、日雇い等の条件で副業希望者や学生等の求職者を募集し、同社の作業リーダーとともに現場に赴き、作業を行っています。現在は東北・九州を中心に取組みを行っており、このような取組みは他の地域でも参考となると考えられます。

【農業公社】

都道府県や市町村やJAなどが出資して設立した農業振興に携わる第三セクターです。耕作放棄地の拡大を防止・解消するために、農作業を請け負ったり、受託あっせんを行ったりします。その他、特産品の研究開発や農産物の加工・流通・販売等を行っているものもあります。地域により、「農業振興公社」「農業開発公社」「農林公社」と称している場合があります。

【ほだ木】

キノコ生産(シイタケ、マイタケ、ナメコなど)には原木栽培と菌床栽培があります。菌床栽培ではおがくず等に菌を植えて育てますが、原木栽培では主として広葉樹の幹などを一定の長さに切断した木材に菌を植え込みます。この木材のことをほだ木と呼びます。

【コマ菌】

キノコ類の原木生産にあたってほだ木に植え付けられる、種となる菌のことです。菌床栽培の場合でも同様ですが、キノコ生産にあたっては専門の販売業者から種菌を購入するのが一般的です。

支援制度・情報

厚生労働省

「生活困窮者等の就農訓練事業」

自治体が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援します。

1. 実施主体

都道府県、市、福祉事務所設置町村(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)

※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能です。

2. 事業内容

(事前調整) ※必要に応じて都道府県が自治体間調整・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催・自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整・住民への理解促進等

(基礎的研修(例 短期訓練、体験ツアー等：数日～1週間))・農業基礎研修(作物の知識、農業機械の操作等)・研修参加者に対する生活相談・個別相談等

(就農訓練(例：長期訓練、就農支援))・農業実践研修・仲間づくりや地元住民との交流会の開催・研修参加者に対する生活相談・個別相談等

3. 補助率

2/3

農林水産省

「農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農福連携型)」

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

1. 農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型)

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額(上限150万円等)】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額(上限500万円等)】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：最大2年間、交付率：1/2(上限1,000万円、2,500万円等)】

問い合わせ先

① 生活困窮者自立支援制度等に関する情報

厚生労働省地域福祉課生活困窮者自立支援室

TEL：03-3595-2615 (9:00～17:00)

② 農福連携や農業関係機関の情報

1) 国 農林水産省都市農村交流課農福連携推進室 TEL：03-3502-0033 (9:00～17:00)

2) 地方ブロック 北海道農政事務所、東北／関東／北陸／東海／近畿／中国四国／九州農政局、沖縄総合事務局

③ 関係機関

1) 都道府県、市の生活困窮者担当窓口

2) 自立相談支援機関

〈参考情報〉 一般社団法人J A 共済総合研究所ホームページ <https://www.jkri.or.jp>



報告動画のご案内

本誌に掲載した6つの取組み事例は、2022年度に開催されたシンポジウム『生活困窮者の就労に向けて～農林水産業での新たな人生へのチャレンジ～』において、各実施団体より詳細を報告しております。YouTubeにアーカイブ動画を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

リンク

<https://youtube.com/@user-sl3nq4yj6n/playlists>

●右の二次元コードからもご覧になれます。

